

宮 城 県 公 報

令和 8 年 9 月 1 日（火）
定期第 727 号

目 次

告示

- 宮城県議会定例会の招集（財政課）
- 救急医療機関の認定（医療政策課）
- 車両制限令第 3 条第 1 項第 2 号イに定める道路の指定（道路課）
- 車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号に定める道路の指定（同）

宮城県告示第623号

令和8年9月10日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

令和8年9月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県告示第624号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和 8 年 9 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人浄仁会 大泉記念病院	白石市福岡深谷字一本 松 5 番地 1 号	令和 8 年 9 月 1 日	令和 11 年 8 月 31 日

宮城県告示第625号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 25 トンである道路を次のとおり指定する。

令和 8 年 9 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路 線 名	区 間	指定する期日
一般国道	349 号	柴田郡柴田町槻木白幡 3 丁目無番地先から 角田市小坂字川前 27 番 3 地先まで	令和 8 年 9 月 1 日
県 道	白石柴田線	柴田郡柴田町船岡中央 1 丁目無番地先から 同郡同町大字下名生字須川前 50 番 6 地先まで	
県 道	角田柴田線	柴田郡柴田町大字本船迫字天王 22 番 3 地先から 同郡同町大字船岡字東原前 238 番 3 地先まで	
県 道	船岡停車場 船迫線	柴田郡柴田町西船迫 1 丁目 1 番 43 地先から 同郡同町船岡中央 1 丁目無番地先まで	

宮城県告示第626号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 1 項の規定により、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和 8 年 9 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 指定する道路

道路の種類	路 線 名	区 間	指定する期日
県 道	大衡駒場線	黒川郡大衡村松の平 3 丁目 1 番 1 地先から 同郡同村駒場字上原川 48 番 36 地先まで	令和 8 年 9 月 1 日

2 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合には、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を保たせ、交通の危険を防止するため、縦 0.12 メートル以上、横 0.23 メートル以上又は縦 0.23 メートル以上、横 0.12 メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後部の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報等を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。